

許 可 証 等 書 換 え 交 付 申 請 書

事 項	薬局、医薬品販売業等の許可証等の記載事項に変更が生じたとき
根拠法令	法 律 第 11 条、第 23 条、第 38 条、第 40 条、第 40 条の 7 施行令 第 2 条の 3、第 2 条の 8、第 5 条、第 12 条、第 45 条 施行規則 第 4 条、第 10 条の 6、第 21 条、第 28 条、第 142 条、第 149 条、第 155 条、第 178 条、第 196 条の 5 施行細則 第 6 条
提出部数	保健所設置市以外の薬局、薬局製剤製造販売業・製造業、配置販売業、卸売販売業及び再生医療等製品販売業：2部（1部薬事管理課、1部保健福祉事務所）  保健所設置市以外の店舗販売業、薬種商販売業、特例販売業及び高度管理医療機器等販売業・貸与業：1部（保健福祉事務所）  保健所設置市内の配置販売業、卸売販売業、薬種商販売業及び再生医療等製品販売業：2部（1部薬事管理課、1部長野市保健所又は松本市保健所）  保健所設置市内の薬局、薬局製剤製造販売業・製造業、店舗販売業、特例販売業及び高度管理医療機器等販売業・貸与業：1部（長野市保健所又は松本市保健所）  地域連携薬局及び専門医療機関連携薬局：2部（1部薬事管理課、1部保健福祉事務所、長野市保健所又は松本市保健所）
添付書類	許可証等の原本
手数料	地域連携薬局、専門医療機関連携薬局、配置販売業、卸売販売業、薬種商販売業、再生医療等製品販売業並びに保健所設置市以外の薬局、薬局製剤製造販売業・製造業、店舗販売業、特例販売業及び高度管理医療機器等販売業・貸与業：2, 0 0 0 円（長野県収入証紙）  保健所設置市内の薬局、薬局製剤製造販売業・製造業、店舗販売業、特例販売業及び高度管理医療機器等販売業・貸与業：2, 0 0 0 円（現金）
その他	1. 業務等の種別欄には、薬局、薬局製剤製造販売業・製造業、地域連携薬局、専門医療機関連携薬局、店舗販売業、配置販売業、卸売販売業、薬種商販売業、特例販売業、高度管理医療機器等販売業・貸与業又は再生医療等製品販売業の別を記載すること。 2. 配置販売業にあっては、所在地欄に営業区域を記載し、名称欄には記載しないこと。 3. 変更届書を同時に提出すること。

許 可 証  
 認 定 証  
 登 録 証 書 換 え 交 付 申 請 書  
 基 準 適 合 証  
 基 準 確 認 証

業 務 等 の 種 別			
許可番号、認定番号、登録番号、 基準適合証番号又は基準確認証 番 号 及 び 年 月 日			
薬局、主たる機能を 有する事務所、製造 所、店舗、営業所又は 事 業 所	名 称		
	所 在 地		
変 更 内 容	事 項	変 更 前	変 更 後
変 更 年 月 日			
備 考			

上記により、  
 許 可 証  
 認 定 証  
 登 録 証  
 基 準 適 合 証  
 基 準 確 認 証  
 の書換え交付を申請します。

年 月 日

(法人にあつては、主たる事務所の所在地)  
 住 所 〒

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)  
 氏 名

長野県知事  
 市長

殿